

障害者支援施設
伊豆ライフケアホーム
運 営 規 程

制定	平成20年	4月1日	改定	平成20年	8月1日
改定	平成24年	4月1日	改定	平成25年	10月1日
改定	平成26年	4月1日	改定	平成28年	4月1日
改定	平成29年	4月1日	改定	平成30年	4月1日
改定	平成31年	4月1日	改定	令和 3年	4月1日
改定	令和 3年	7月1日	改定	令和 6年	4月1日

(目的)

第1条 社会福祉法人共済福祉会が設置する伊豆ライフケアホームにおいて実施する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な介護、支援及び創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
- 2 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者およびその家族のニーズを的確に把握し、個別支援計画を作成することにより、利用者が必要とする適切な施設障害福祉サービスを提供する。
- 3 利用者またはその家族に対し、支援の内容および提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 常に、提供した福祉サービス（以下「福祉サービス」という）の質の管理、評価を行う。

(提供する福祉サービスの種類)

第3条 本事業所の福祉サービスは次のとおりとする。

- (1)「生活介護」
- (2)「施設入所支援」

(事業の主たる対象者)

第4条 本事業所の福祉サービス対象者は、次のとおりとする。

(1)「生活介護」主に身体障害者

(2)「施設入所支援」主に身体障害者

(事業所の名称)

第5条 本事業所の名称は次のとおりとする。

障害者支援施設 伊豆ライフケアホーム

(事業所の所在地)

第6条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県田方郡函南町平井717-2

(組織形態・職制)

第7条 本事業所の組織形態・職制については、社会福祉法人共済福祉会「職制」の定めるところによる。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員等の管理および業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上(常勤・専従1名以上)

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成を行い、利用者および家族の必要な相談に応じると共に適切なサービスが提供されるように、事業所内のサービス調整、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 1名以上(常勤・専従1名以上)

看護職員は、利用者の心身の状態を的確に把握し、健康管理、保健衛生、看護の適切なサービスが提供されるよう、必要な処置を行う。

(4) 理学療法士 1名以上

理学療法士は、利用者の身体機能のチェックを行い残存機能の活用と身体機能の維持向上のため必要な訓練を行う。

(5) 生活支援員 常勤換算24名以上(常勤・専従1名以上)

生活支援員は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行う。

(6) 栄養士 1名以上

栄養士は、利用者の身体状況や疾病に合わせた献立を作成するとともに、利用者および家族に必要な栄養指導を行う。

(7) 医師 1名(嘱託)

医師は、利用者の疾病等の管理および健康状態を診断、把握し、必要な処置を行う。

(8) 事務員 1名以上

事務員は、事業運営に必要な事務、経理を行う。

(昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間)

第8条 昼間実施サービスの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 生活介護

(ア) 営業日・・・月曜日～金曜日および管理者が認めた日

(イ) 営業時間・・・9：00から17：00

(昼間実施サービスの実施地域)

第9条 昼間実施サービスに係る事業の実施地域は、函南町、沼津市、三島市、裾野市、伊豆の国市、清水町とする。ただし、通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(利用定員)

第10条 本事業所において提供する福祉サービスの定員は次のとおりとする。

(1) 「生活介護」 60名

(2) 「施設入所支援」 60名

(指定施設支援の内容)

第11条 本事業所が提供する福祉サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助サービス

利用者の日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。

(ア) 食事の介助

(イ) 排泄の介助

(ウ) 入浴の介助

(エ) 移乗・移動の介助

(オ) 着替えの介助

(カ) 整容の介助

(キ) 洗濯の介助

(ク) リネン交換および居室の整理、清掃

(2) 健康状態の確認および看護サービス

(ア) バイタルチェック

(イ) 服薬管理および服薬確認

(ウ) 病院受診対応

(エ) その他必要な処置

(3) 機能訓練及び心身の活性化に関わるサービス

利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練ならびに心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

(ア) 日常生活動作に関する訓練（社会適応）

(イ) 機能回復・維持訓練

(ウ)創作活動（手工芸等）

(エ)レクリエーション

(オ)グループワーク

(カ)行事

(キ)体操

(ク)趣味・教養活動

(4) 相談・助言等に関するサービス

利用者の日常生活における訓練、介護、進路等に関する相談・助言を行う。

(ア)日常生活における相談・助言

(イ)その他、家族等からの相談・助言

(個別支援計画の作成)

第12条 福祉サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況を十分把握し、個別支援計画を作成する。

2 個別支援計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

3 利用者に対し、個別支援計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理・評価を行う。

(利用料)

第13条 福祉サービスを提供した際には、利用者から当該福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない福祉サービスを提供した際には、利用者から法第29条第3項に規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、提供した福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(1) 食費 1日 1, 578円

朝食278円（食材料費：218円）

昼食650円（食材料費：350円）

夕食650円（食材料費：530円）

(2) 光熱水費（施設入所支援のみ）・・・1日247円

(3) 預り金管理手数料（施設入所支援のみ）

利用者本人・家族から預り金管理の依頼があり、施設管理となった場合に施設は、1か月単位にて預り金管理手数料月額3, 000円を徴収することとする。

2 前項の費用の支払を含む支援を提供する際は、別途契約を交わすこととする。

(4) 入院・外泊時の自己負担（施設入所支援のみ）

利用者が入院又は外泊をした場合、厚生労働大臣が定める利用料金をご負担していただく。ただし、入退院した日は、通常の利用料金を徴収する。

また、この期間中に利用者、家族の希望により職員が医療機関、自宅等を訪問し、被服や紙おむつ等の準備、洗濯の支援、相談等を行った場合には、厚生労働大臣が定める利用料金を徴収する。

なお、光熱水費の1日247円は、入院、外泊期間中も徴収する。

(5) その他、日常生活において通常必要となる者に係る費用で、利用者に負担をさせることが適当と認められるものの実費。

- ・ 特殊な医療用器具等
- ・ 理美容代
- ・ クラブ活動に係わる材料実費
- ・ 外出支援に係わる交通費、宿泊費、食事代、入園料、駐車場代等
- ・ 外食時の食事代
- ・ 外出支援に係わる付添職員の交通費、宿泊費、食事代、入園料等

2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者の同意を得るものとする。

(サービス提供記録の記載)

第14条 利用者に代わって支払を受ける介護給付費の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業者は当会が定める「社会福祉法人共済福祉会個人情報保護規定」(平成17年9月1日)を遵守し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 本事業所は、従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(虐待防止)

第16条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施、委員会の設置等の措置を講じるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第17条 利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場

合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、従業者等への周知徹底、必要な研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第 18 条 本事業所は、提供した福祉サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため「社会福祉法人共済福祉会福祉サービス苦情解決実施要領」（平成 13 年 10 月 1 日）にもとづき受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

（賠償責任）

第 19 条 利用者に対する福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（医療）

第 20 条 本事業所は、利用者が必要な診療が受けられるよう、医務室を設置するとともに、あらかじめ協力病院を定め、その連携に努めるものとする。

（衛生管理）

第 21 条 本事業所は福祉サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

（緊急時における対応方法）

第 22 条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な措置を講じる。

（防災および防災対策）

第 23 条 本事業所の防火、防災その他非常災害対策等については、「社会福祉法人共済福祉会伊豆総合福祉センター消防計画および社会福祉法人共済福祉会地震防災応急計画」の定めるところによる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

3 前項については、事業所において定めた防災計画に基づいて行うこととする。

（その他運営についての留意事項）

第 24 条 本事業所は、従業者等の資質の向上のため採用の研修のほか随時階層別の研修を実施する。

（1）採用時研修 採用後 1 年間

（2）継続研修 年 1 回以上

2 本事業所は、福祉サービスを行うためケース記録、利用者負担金収納、その他必要な記録・帳簿の整理を行う。

第25条 利用者が福祉サービスの提供を受けるに当たり、利用者及び家族等が留意すべき事項として次のとおり定める。

- ・設備・器具の利用については、本来の用法に従うこと。
- ・貴重品の管理は、別に定める「預かり金管理規程」により行い、規程に定めのない金品について、自己管理できない利用者については、施設内に持ち込まないようお願いすることがあること。
- ・宗教活動、政治活動、営利活動について、利用者の思想、信仰の自由は尊重するが、他の利用者等に対する活動はしないこと。
- ・ペットの持ち込みはしないこと。
- ・個人情報保護を遵守すること。
- ・ハラスメント、その他著しい迷惑行為を行わないこと。
- ・施設内及び敷地内での喫煙は、原則禁止すること。

(委任)

第26条 この規程に定める事項のほか、運営規程に関する重要事項は、施設長がこれを定める。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

指定短期入所事業
伊豆ライフケアホーム
運 営 規 程

制定	平成18年10月	1日	改定	平成20年	4月	1日	
改定	平成20年	7月	1日	改定	平成22年	4月	1日
改定	平成26年	4月	1日	改定	平成27年	4月	1日
改定	平成28年	4月	1日	改定	平成29年	4月	1日
改定	平成30年	4月	1日	改定	平成31年	4月	1日
改定	令和 3年	4月	1日	改定	令和 3年	7月	1日
改定	令和 6年	4月	1日				

(目的)

第1条 社会福祉法人共済福祉会が設置する伊豆ライフケアホームにおいて実施する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定短期入所の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の適正かつ円滑な運営管理を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な入浴、排泄及び食事の介護、その他の必要な保護を適切に行い、その他の便宜を効果的に行う。

2 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者およびその家族のニーズを的確に把握し、利用者が必要とする適切な短期入所サービスを提供する。

3 利用者またはその家族に対し、支援の内容および提供方法についてわかりやすく説明する。

4 常に、提供した短期入所サービスの質の管理、評価を行う。

(提供する短期入所サービスの種類)

第3条 本事業所の短期入所サービスは次のとおりとする。

(1)「併設型」

(2)「空床利用型」

(事業の主たる対象者)

第4条 本事業所の短期入所サービス対象者は次のとおりとする。

(1)「併設型」身体障害者、身体障害児

(2)「空床利用型」身体障害者、身体障害児

(事業所の名称)

第5条 本事業所の名称は次のとおりとする。

障害者支援施設 伊豆ライフケアホーム

(事業所の所在地)

第6条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県田方郡函南町平井717-2

(組織形態・職制)

第7条 本事業所の組織形態・職制については、社会福祉法人共済福祉会「職制」の定めるところによる。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員等の管理および業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上(常勤・専従1名以上)

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成を行い、利用者および家族の必要な相談に応じると共に適切なサービスが提供されるように、事業所内のサービス調整、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 1名以上(常勤・専従1名以上)

看護職員は、利用者の心身の状態を的確に把握し、健康管理、保健衛生、看護の適切なサービスが提供されるよう、必要な処置を行う。

(4) 理学療法士 1名以上

理学療法士は、利用者の身体機能のチェックを行い残存機能の活用と身体機能の維持向上のため必要な訓練を行う。

(5) 生活支援員 常勤換算24名以上(常勤・専従1名以上)

生活支援員は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行う。

(6) 栄養士 1名以上

栄養士は、利用者の身体状況や疾病に合わせた献立を作成するとともに、利用者および家族に必要な栄養指導を行う。

(7) 医師 1名(嘱託)

医師は、利用者の疾病等の管理および健康状態を診断、把握し、必要な処置を行う。

(8) 事務員 1名以上

事務員は、事業運営に必要な事務、経理を行う。

第8条 施設において提供する短期入所サービスに係る営業日及び営業時間ならびにサービス提供時間は次のとおりとする。

(1) 短期入所

(ア) 営業日・・・年中無休とする。

(イ) 営業時間・・・24時間

(入所定員)

第9条 本事業所において提供する短期入所サービスの定員は次のとおりとする。

「併設型」 10名

「空床利用型」 入所者の処遇に支障がない場合は、入所者の処遇に利用されていない居室の全部又は一部を用いて短期入所を行うことができるものとする。

(指定短期入所の内容)

第10条 指定短期入所の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 生活相談
- (5) 健康管理

(利用料)

第11条 短期入所サービスを提供した際には、利用者から短期入所サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない短期入所サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、提供した短期入所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食費：朝食278円（食材料費：218円）

昼食650円（食材料費：350円）

夕食650円（食材料費：530円）

(2) 光熱水費：1日247円

(3) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
・特殊な医療用器具等

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス提供記録の記載)

第12条 利用者、障害児の家族に代わって支払を受ける介護給付費の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従事者は当会が定める「社会福祉法人共済福祉会個人情報保護規定」(平成17年9月1日)を遵守し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 本事業所は、従事者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(虐待防止)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第15条 利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、従業者等への周知徹底、必要な研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第16条 本事業所は、提供した短期入所サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため「社会福祉法人共済福祉会福祉サービス苦情解決実施要領」(平成13年10月1日)にもとづき受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(賠償責任)

第17条 利用者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(医療)

第18条 本事業所は、利用者が必要な診療が受けられるよう、医務室を設置するとともに、あらかじめ協力病院を定め、その連携に努めるものとする。

2 短期入所サービス利用者が体調不良等により、医療機関への受診を要する場合は家族に連絡をし、家族にかかりつけ医への受診依頼を行うこととする。

(衛生管理)

第19条 本事業所は指定短期入所に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第20条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族あるいは協力医療機関に連絡し適切な措置を講じる。

(防火および防災対策)

第21条 本事業所の防火、防災その他非常災害対策等については、「社会福祉法人共済福祉会伊豆総合福祉センター消防計画および社会福祉法人共済福祉会地震防災応急計画」の定めるところによる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

3 前項については、事業所において定めた防災規定に基づいて行うこととする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第22条 本事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担うものとする。

(1) 対象市町

函南町、清水町

(2) 緊急時の受入・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(2) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(その他運営についての留意事項)

第23条 本事業所は、従業者等の資質の向上のため採用の研修のほか随時階層別の研修を実施する。

(1) 採用時研修 採用後1年間

(2) 継続研修 年1回以上

2 本事業所は、短期入所サービスを行うためケース記録、利用者負担金収納、その他必要な記録・帳簿の整理を行う。

(委任)

第24条 この規程に定めるほか、運営管理に関する事項は、管理者がこれを定める。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。